

告示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年四月一日から三十日間埼玉県川越県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年四月一日

埼玉県川越県土整備事務所長 坂田 竜也

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 二百九十九号
- 三 道路の区域

旧	旧新別
<p>狭山市大字笹井字西八木二八三 ○番一地从り同市根岸一丁目 三六四番八地从りまで</p>	区間
<p>一〇・〇五 二七・五〇</p>	敷地の幅員 (メートル)
<p>二五三二・九六</p>	延長 (メートル)
<p>旧道の一部は狭山市に引継ぎ、残区間は一般国道四百七号及び県道鯨井狭山線として存置する。</p>	備考